

ICカード不正使用で119名の大量処分！ 社員管理の反映・再発防止に向けて再申し入れ

会社は6月9日、85名の社員がICカードを不正使用したとする調査結果をマスコミに発表し、同時に監督責任を含め、懲戒解雇4名、諭旨解雇1人、計119名の処分を行ったことを明らかにしました。マスコミの報道によると、85名は関西支社、静岡支社、新幹線鉄道事業本部に所属し、解雇された社員は通勤手当を支給されながら定期券を購入せず不正乗車を繰り返していたとしています。

J R 東海労は、ICカード不正使用の問題に関して、4月26日「J R 東海労申第34号」で不正使用の解明と再発防止対策

などを明らかにするよう申し入れましたが、会社は「付議事項にあたらぬ」として業務委員会の開催を拒否しました。しかし今回の119名の大量処分の事態に対して、ICカードの不正使用は、当該駅の管理者、各鉄道事業本部、本社の責任であり、強権的な社員管理、処分では再発防止には成らないとする申し入れを再度行いました。

会社は早急に、労働組合に対して、今回の事態を説明し議論する場を設ける責任があるのです。

強権的な社員管理・社員処分では解決にはならない！

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

J R 東海労申第37号
2010年6月9日

J R 東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄



ICカード不正使用に対する大量処分に関する申し入れ

6月9日、J R 東海はマスコミに対し「社員85人が不正乗車し、監督責任を含め119人を処分。うち4人を懲戒解雇、1人を諭旨解雇とした」とする内容を記者会見で明らかにした。

J R 東海労はICカード不正使用の問題に対し、4月26日「J R 東海労申第34号」で不正使用の全容の解明と再発防止対策などを明らかにするよう申し入れたが、会社は「付議事項にあたらぬ」として業務委員会の開催を拒否した。

しかし、不正をした社員への処分だけでは本質的な解決にはならない。ICカードの不正使用を発生させた社員管理の反映が今回の事態を創り出したのであり、当該駅の管理者、各鉄道事業本部、本社の責任は逃れられない。強権的な社員管理では再発防止には成らず、背後要因や職場の環境などについても検証して行く必要がある。更に、企業のコンプライアンスの観点からも積極的な情報開示が必要であると考え、よって、下記の通り申し入れるので、誠意を持って対応すること。

記

1. ICカードの不正使用に関して、119名の大量処分の内容について明らかにすること。
2. 119名にも及ぶ大量処分についての見解を示すこと。
3. 今回のICカード不正使用を創り出した管理責任について明らかにすること。
4. 不正を発生させた原因、及び背後要因について見解を示すこと。
5. 再発防止対策を明らかにすること。
6. コンプライアンスの観点から積極的に情報開示を行うこと。

以上